

水 環 境

目 次

表 1	環境基準の達成状況	(19)
表 2	水質汚濁に係る環境基準	(22)
表 3	底質の暫定除去基準	(24)
表 4	地下水の水質汚濁に係る環境基準	(25)
表 5	ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準	(25)
表 6	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1)	(26)
表 7	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(2)	(27)
表 8	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(3)	(27)
表 9	愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要	(29)
表 10	水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	(30)
表 11	水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数	(31)
表 12	項目別排水基準超過の状況（平成29年度）	(32)
表 13	ゴルフ場排水農薬調査の結果について（平成29年度）	(32)
表 14	公共下水道の供用状況	(33)
表 15	流域下水道の供用状況	(33)

表 1 環境基準の達成状況

(1) 河川 49 水域 (BOD)

水域区分	水域名	類型	27年度	28年度	29年度	水域区分	水域名	類型	27年度	28年度	29年度
木曽川 水域	木曽川中流	A	○	○	○	矢作川 水域	矢作川上流	AA	○	×	○
	木曽川下流	A	○	○	○		(1)				
	日光川	E→D*	○	○	○		矢作川上流	A	○	○	○
	新川下流	E→D*	○	○	○		矢作川下流	B	○	○	○
	五条川下流	E→D*	○	○	○		巴川	A	○	○	○
庄内川等 水域	庄内川中流	B	○	○	○	乙川上流	A	○	○	○	
	(1)					乙川下流	B	○	○	○	
	庄内川中流	D	○	○	○	鹿乗川	C	○	○	○	
	(2)					矢作古川	C	○	○	○	
	庄内川下流	D	○	○	○	介木川	A	○	○	○	
名古屋市内 内水域	矢田川上流	D	○	○	○	男川	A	○	○	○	
	矢田川下流	D	○	○	○	雨山川及び 乙女川下流	A	○	○	○	
	荒子川	E	○	○	○	木瀬川及び 大伏川下流	A	○	○	○	
	中川運河	E	○	○	○	豊川上流	AA	○	○	○	
	堀川	D	○	○	○	豊川中流	A	○	○	○	
境川等 水域	山崎川	D	○	○	○	豊川下流	B→A*	○	○	○	
	天白川	C	○	○	○	宇連川	AA	○	○	○	
	境川上流	B	×	○	○	豊川放水路	C→B*	○	○	○	
	境川下流	C	○	○	○	音羽川	C→B*	○	○	○	
	逢妻川上流	D	○	○	○	佐奈川	D→C*	○	○	○	
矢作川 水域	逢妻川下流	D	○	○	○	梅田川	C	○	○	○	
	高浜川	C	○	○	○	汐川	E→D*	○	○	○	
	新川	C	○	○	○	天竜川 大千瀬川 水域	AA	○	○	○	
	長田川	C	○	○	○						
	半場川	C	○	○	○	27年度環境基準達成率：48/49×100＝98%					
朝鮮川 水域	朝鮮川	C	○	○	○	28年度環境基準達成率：47/49×100＝96%					
	阿久比川	C	○	○	○	29年度環境基準達成率：48/49×100＝98%					
	阿久比川	C	○	○	○						
	阿久比川	C	○	○	○						
	阿久比川	C	○	○	○						

*平成29年3月31日に生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しを行った。

(2) 河川 42 水域 (全亜鉛)

水域区分	水域名	類型	27年度	28年度	29年度	水域区分	水域名	類型	27年度	28年度	29年度
木曽川水域	木曽川(2)	生物B	○	○	○	庄内川等 水域	乙川(ア)	生物A	○	○	○
	日光川	生物B	○	○	○		乙川(イ)	生物B	○	○	○
	新川下流	生物B	○	×	○		鹿乗川	生物B	○	○	○
	五条川下流	生物B	○	×	○		矢作古川	生物B	○	○	○
	庄内川	生物B	○	○	○		介木川	生物A	○	○	○
名古屋市内 水域	矢田川	生物B	×	○	○	水城	男川	生物B	○	○	○
	荒子川	生物B	○	○	○		雨山川及び 乙女川下流	生物B	○	○	○
	中川運河	生物B	○	○	×		木瀬川及び 大伏川下流	生物B	○	○	○
	堀川	生物B	○	○	○		豊川(ア)	生物A	○	○	○
	山崎川	生物B	○	○	○		豊川(イ)	生物B	○	○	○
境川等 水域	天白川	生物B	○	○	○	豊川等 水城	宇連川(ア)	生物A	○	○	○
	境川	生物B	○	○	○		宇連川(イ)	生物B	○	○	○
	逢妻川	生物B	×	○	○		豊川放水路	生物B	○	○	○
	猿渡川	生物B	○	○	○		音羽川	生物B	○	○	○
	稗田川	生物B	○	○	○		佐奈川	生物B	○	○	○
矢作川 水域	高浜川	生物B	○	○	○	天竜川水域	梅田川	生物B	○	○	○
	新川	生物B	○	○	○		汐川	生物B	×	○	○
	長田川	生物B	○	○	○		大千瀬川	生物A	○	○	○
	半場川	生物B	○	○	○		27年度環境基準達成率：38/42×100＝90%				
	朝鮮川	生物B	○	○	○		28年度環境基準達成率：37/42×100＝88%				
阿久比川 水域	阿久比川	生物B	○	○	○	29年度環境基準達成率：37/42×100＝88%					
	矢作川(ア)	生物A	○	○	○	環境基準値 (全亜鉛平均値)					
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○	0.03 mg/L以下					
	巴川	生物B	○	○	○	0.03 mg/L以下					
	巴川	生物B	○	○	○						

(3) 河川 42 水域 (ノニルフェノール)

水域区分	水域名	類型	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	類型	水域名	水域区分	27年度	28年度	29年度
木曽川水域	木曽川(2)	生物B	○	○	○	乙川(ア)	生物A	○	○	○	庄内川等 水域	乙川(ア)	生物A	○
	日光川	生物B	○	○	○	乙川(イ)	生物B	○	○	○		乙川(イ)	生物B	○
	新川下流	生物B	○	○	○	鹿乗川	生物B	○	○	○		鹿乗川	生物B	○
	五条川下流	生物B	○	○	○	矢作古川	生物B	○	○	○		矢作古川	生物B	○
	庄内川	生物B	○	○	○	介木川	生物A	○	○	○		介木川	生物A	○
	矢田川	生物B	○	○	○	男川	生物B	○	○	○		男川	生物B	○
	荒子川	生物B	○	○	○	雨山川及び 乙女川下流	生物B	○	○	○		雨山川及び 乙女川下流	生物B	○
	中川運河	生物B	○	○	○	木瀬川及び 大伏川下流	生物B	○	○	○		木瀬川及び 大伏川下流	生物B	○
	堀川	生物B	○	○	○	豊川(ア)	生物A	○	○	○		豊川(ア)	生物A	○
	山崎川	生物B	○	○	○	豊川(イ)	生物B	○	○	○		豊川(イ)	生物B	○
名古屋市内 水域	天白川	生物B	○	○	○	宇連川(ア)	生物A	○	○	○	宇連川(ア)	生物A	○	
	境川	生物B	○	○	○	宇連川(イ)	生物B	○	○	○	宇連川(イ)	生物B	○	
	達妻川	生物B	○	○	○	豊川放水路	生物B	○	○	○	豊川放水路	生物B	○	
	猿渡川	生物B	○	○	○	音羽川	生物B	○	○	○	音羽川	生物B	○	
	稗田川	生物B	○	○	○	佐奈川	生物B	○	○	○	佐奈川	生物B	○	
	高浜川	生物B	○	○	○	梅田川	生物B	○	○	○	梅田川	生物B	○	
	新川	生物B	○	○	○	汐川	生物B	○	○	○	汐川	生物B	○	
	長田川	生物B	○	○	○	天竜川水域 大千瀬川	生物A	○	○	○	天竜川水域 大千瀬川	生物A	○	
	半場川	生物B	○	○	○	27年度環境基準達成率：42/42×100=100%					27年度環境基準達成率：40/42×100=95%			
	朝鮮川	生物B	○	○	○	28年度環境基準達成率：42/42×100=100%					28年度環境基準達成率：40/42×100=95%			
境川等 水域	阿久北川	生物B	○	○	○	29年度環境基準達成率：42/42×100=100%					29年度環境基準達成率：42/42×100=100%			
	矢作川(ア)	生物A	○	○	○	環境基準値 (ノニルフェノール平均値)					環境基準値 (L.A.S平均値)			
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○	0.001 mg/L以下					0.03 mg/L以下			
	巴川	生物B	○	○	○	0.002 mg/L以下					0.05 mg/L以下			
	矢作川	生物B	○	○	○									
	水域	生物B	○	○	○									

(4) 河川 42 水域 (LAS)

水域区分	水域名	類型	27年度	28年度	29年度	27年度	28年度	29年度	類型	水域名	水域区分	27年度	28年度	29年度
木曽川水域	木曽川(2)	生物B	○	○	○	乙川(ア)	生物A	○	○	○	庄内川等 水域	乙川(ア)	生物A	○
	日光川	生物B	○	○	○	乙川(イ)	生物B	○	○	○		乙川(イ)	生物B	○
	新川下流	生物B	○	○	○	鹿乗川	生物B	○	○	○		鹿乗川	生物B	○
	五条川下流	生物B	○	○	○	矢作古川	生物B	○	○	○		矢作古川	生物B	○
	庄内川	生物B	○	○	○	介木川	生物A	○	○	○		介木川	生物A	○
	矢田川	生物B	○	○	○	男川	生物B	○	○	○		男川	生物B	○
	荒子川	生物B	○	○	○	雨山川及び 乙女川下流	生物B	○	○	○		雨山川及び 乙女川下流	生物B	○
	中川運河	生物B	○	○	○	木瀬川及び 大伏川下流	生物B	○	○	○		木瀬川及び 大伏川下流	生物B	○
	堀川	生物B	○	○	○	豊川(ア)	生物A	○	○	○		豊川(ア)	生物A	○
	山崎川	生物B	○	○	○	豊川(イ)	生物B	○	○	○		豊川(イ)	生物B	○
名古屋市内 水域	天白川	生物B	○	○	○	宇連川(ア)	生物A	○	○	○	宇連川(ア)	生物A	○	
	境川	生物B	○	○	○	宇連川(イ)	生物B	○	○	○	宇連川(イ)	生物B	○	
	達妻川	生物B	○	○	○	豊川放水路	生物B	○	○	○	豊川放水路	生物B	○	
	猿渡川	生物B	○	○	○	音羽川	生物B	○	○	○	音羽川	生物B	○	
	稗田川	生物B	○	○	○	佐奈川	生物B	○	○	○	佐奈川	生物B	○	
	高浜川	生物B	○	○	○	梅田川	生物B	○	○	○	梅田川	生物B	○	
	新川	生物B	○	○	○	汐川	生物B	○	○	○	汐川	生物B	○	
	長田川	生物B	○	○	○	天竜川水域 大千瀬川	生物A	○	○	○	天竜川水域 大千瀬川	生物A	○	
	半場川	生物B	○	○	○	27年度環境基準達成率：40/42×100=95%					27年度環境基準達成率：40/42×100=95%			
	朝鮮川	生物B	○	○	○	28年度環境基準達成率：40/42×100=95%					28年度環境基準達成率：40/42×100=95%			
境川等 水域	阿久北川	生物B	○	○	○	29年度環境基準達成率：42/42×100=100%					29年度環境基準達成率：42/42×100=100%			
	矢作川(ア)	生物A	○	○	○	環境基準値 (ノニルフェノール平均値)					環境基準値 (L.A.S平均値)			
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○	0.001 mg/L以下					0.03 mg/L以下			
	巴川	生物B	○	○	○	0.002 mg/L以下					0.05 mg/L以下			
	矢作川	生物B	○	○	○									
	水域	生物B	○	○	○									

(5) 湖沼 1 水域 (COD)

水域名	類型	27年度	28年度	29年度	類型区分	環境基準値 (COD75%水質値)
油ヶ淵	B	×	×	×		
COD75%水質値 (mg/L)		7.2	7.4	7.4	B	5 mg/L以下

(6) 湖沼 1 水域 (水生生物の保全に係る環境基準項目)

水域名	項目	類型	環境基準値 (平均値)	27年度	28年度	29年度
油ヶ淵	全亜鉛	生物B	0.03 mg/L以下	○	○	○
	ノニルフェノール	生物B	0.002 mg/L以下	○	○	○
	L.A.S	生物B	0.05 mg/L以下	○	○	○

(7) 海域 11 水域 (COD)

水域区分	水域名	類型	27年度	28年度	29年度	27年度環境基準達成率：7/11×100=64%
伊勢湾	名古屋港(甲)	C	○	○	○	28年度環境基準達成率：6/11×100=55%
	名古屋港(乙)	B	○	×	×	29年度環境基準達成率：5/11×100=45%
	常滑地先海域	B	○	○	×	環境基準値 (COD75%水質値)
衣浦湾	伊勢湾	A	×	×	×	2 mg/L 以下
	衣浦港	C	○	○	○	3 mg/L 以下
	衣浦港南部	C	○	○	○	8 mg/L 以下
瀬美湾	衣浦湾	A	×	×	×	
	蒲郡地先海域	C	○	○	○	
	神野・田原地先海域	C	○	○	○	
三河湾	瀬美湾(甲)	B	×	×	×	
	瀬美湾(乙)	A	×	×	×	
	伊勢湾(二)	II	○	○	○	環境基準値 (全窒素平均値)

(8) 海域 6 水域 (全窒素)

水域区分	水域名	類型	27年度	28年度	29年度	27年度環境基準達成率：5/6×100=83%
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○	28年度環境基準達成率：5/6×100=83%
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	○	29年度環境基準達成率：5/6×100=83%
	伊勢湾(ニ)	II	○	○	○	環境基準値 (全窒素平均値)
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○	0.3 mg/L 以下
	三河湾(ロ)	III	○	○	○	0.6 mg/L 以下
	三河湾(ハ)	II	×	×	×	1 mg/L 以下

(9) 海域 6 水域 (全りん)

水域区分	水域名	類型	27年度	28年度	29年度	27年度環境基準達成率：4/6×100=67%
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○	28年度環境基準達成率：6/6×100=100%
	伊勢湾(ハ)	III	×	○	○	29年度環境基準達成率：5/6×100=83%
	伊勢湾(ニ)	II	○	○	○	環境基準値 (全りん平均値)
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○	0.03 mg/L 以下
	三河湾(ロ)	III	○	○	○	0.05 mg/L 以下
	三河湾(ハ)	II	×	○	×	0.09 mg/L 以下

(10) 海域 4 水域 (全亜鉛)

水域区分	水域名	類型	27年度	28年度	29年度	27年度環境基準達成率：4/4×100=100%
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○	28年度環境基準達成率：4/4×100=100%
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	○	29年度環境基準達成率：4/4×100=100%
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○	環境基準値 (全亜鉛平均値)
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○	0.01mg/L 以下
		A				0.02mg/L 以下

(11) 海域 4 水域 (ノニルフェノール)

水域区分	水域名	類型	27年度	28年度	29年度	27年度環境基準達成率：4/4×100=100%
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○	28年度環境基準達成率：4/4×100=100%
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	○	29年度環境基準達成率：4/4×100=100%
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○	環境基準値 (ノニルフェノール平均値)
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○	0.0007mg/L 以下
		A				0.001mg/L 以下

(12) 海域 4 水域 (LAS)

水域区分	水域名	類型	27年度	28年度	29年度	27年度環境基準達成率：4/4×100=100%
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○	28年度環境基準達成率：4/4×100=100%
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	○	29年度環境基準達成率：4/4×100=100%
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○	環境基準値 (LAS平均値)
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○	0.006mg/L 以下
		A				0.01mg/L 以下

表2 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサソ	0.05 mg/L以下

1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の

定量下限を下回ることをいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川 (湖沼を除く。)

a

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					大腸菌群数
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)		
AA	水道 1級 自然環境 保護 A.以下 の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下	
A	水道 2級 及び B.以下 の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	
B	水道 3級 及び C.以下 の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 m/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下	
C	工業 1級 及び D.以下 の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業 2級 及び E.の 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業 3級 環境 保護	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—	

備考
1 基準値は、日間平均値とする。
2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧酸素水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

2級：サケ科魚類及びアユ等貧酸素水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

3級：コイ、フナ等、β-中隔水性水域の水産生物用

4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下
Ⅱ	水道1, 2, 3級(特殊なものを除く。) 水道1種・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
Ⅴ	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下

備考

- 基準値は年間平均値とする。
- 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 農業用水については、全窒素の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(特殊なものとは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
3種：コイ、フナ等の水産生物用
4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

備考
基準値は、年間平均値とする。

(注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

イ 湖 沼 (天然湖沼及び貯水量が1,000立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値			
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)
A A	水道1級	6.5以上	1 mg/L以下	1 mg/L以下	7.5 mg/L以上
	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	8.5以下			
A	水道2, 3級	6.5以上	3 mg/L以下	5 mg/L以下	7.5 mg/L以上
	水道2級 及びB以下の欄に掲げるもの	8.5以下			
B	水産1級	6.5以上	5 mg/L以下	15 mg/L以下	5 mg/L以上
	工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	8.5以下			
C	工業用水2級	6.0以上	8 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L以上
	環境保全	8.5以下			

備考

- 基準値は、日間平均値とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
2, 3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級：ヒメマス等富栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
2級：サケ科魚類及びアユ等富栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用
3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
4 工業用水1級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
2級：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

備考
基準値は、年間平均値とする。

(注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

a

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				n - e - h - k 抽出物 質 (油分等)
		水素イオン濃 度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A	水産1級 浴	7.8 以上	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100ml 以下	検出されない こと。
	水 自然環境保 全及びB以下 の欄に掲げるもの	8.3 以下	以下	以上	100ml 以下	
B	水産2級 用水	7.8 以上	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと。
	工業用 及びCの欄に 掲げるもの	8.3 以下	以下	以上	—	
C	環境保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
" 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
" 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

(注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

表3 底質の暫定除去基準

項目	水銀を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)
水銀	<p>河川・湖沼：25 ppm 以上</p> <p>海域：総水銀含有量10ppm 以上のものについて溶出試験を行い、次式により算出した値(C) 以上</p> $C = 0.18 \times (\Delta H / J) \times (1 / S) \text{ (ppm)}$ $\Delta H = \text{平均潮差 (m)}, J = \text{溶出率}, S = \text{安全率}$ <p>(例えば、$\Delta H = 2.37 \text{ m}$ (三河湾)、$J = 3 \times 10^{-1}$、$S = 100$ とすると、$C = 14 \text{ ppm}$ となる)</p> <p>(1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。</p> $\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times (12 \times \text{分}) / \text{平均周期 (分)}$ <p>(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。</p> <p>(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、地域の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 漁業が行われていない水域においては、10 とする。 2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を採取する魚介類(エビ、カニ、ジャコ、ジャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等)の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね1/2以下である水域においては、50 とする。 3) 2) の割合がおおむね1/2を超える水域においては、100 とする。
P C B	10 ppm 以上

表 4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 5 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考

- 1 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 2 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 3 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
- 4 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

表6 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1)

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型指定

1 河川

水域区分	水域名	範囲	類型	達成 期間	備考
木曽川水域	木曽川中流	落合ダムから大山頭首工まで	A	昭	昭和46年9月1日 閣議決定
	木曽川下流	大山頭首工より下流	A	イ	平成14年7月15日 環境庁告示 (昭和45年9月1日 閣議決定)
庄内川等 水域	庄内川中流(1)	水野川合流点より上流	B	イ	平成12年9月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	庄内川中流(2)	水野川合流点から水分橋まで	D	イ	平成8年3月29日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	庄内川下流	水分橋より上流	D	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	矢田川上流	大森橋より上流	D	イ	平成17年3月25日 愛知県告示 (平成8年3月29日 愛知県告示) (昭和46年5月25日 閣議決定)
	矢田川下流	大森橋より下流	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	五桑川下流	待合橋より下流	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	新川下流	新橋より下流	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	日光川	全域	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	荒子川	全域	E	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	中川運河	全域	E	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
名古屋市内 水域	堀川	全域	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	山崎川	全域	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	大日川	全域	C	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	境川上流	新坂橋より上流	C	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	境川下流	新坂橋より下流	C	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	新坂橋川上流	境大橋より上流	D	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	新坂橋川下流	境大橋より下流	D	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	環瀬川	全域	D	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	岩瀬川	全域	C	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	半蔵川	全域	C	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
境川等水域	長田川	全域	C	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	輝田川	全域	C	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	高浜川	全域	C	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	新川	全域	C	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	阿久比川	全域	C	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	矢作川上流(1)	矢作ダムより上流の矢作川	AA	イ	昭和10年3月30日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	矢作川上流	矢作ダムから明治用水頭首工まで	A	イ	昭和48年9月1日 閣議決定
	矢作川下流	明治用水頭首工より下流	A	イ	昭和48年9月1日 閣議決定
	乙川上流	岡崎取水口より上流	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	乙川下流	岡崎取水口より下流	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
矢作川水域	巴川	全域	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	矢作古川	全域	B	イ	平成30年3月30日 愛知県告示 (昭和48年9月1日 閣議決定)
	鹿乗川	全域	C	イ	平成30年3月30日 愛知県告示 (昭和48年9月1日 閣議決定)
	介木川	全域	AA	イ	平成30年3月30日 愛知県告示 (昭和48年9月1日 閣議決定)
	勇川	全域	A	イ	平成30年3月30日 愛知県告示 (昭和48年9月1日 閣議決定)
	雨山川及び 乙女川下流	雨山川金城及び雨山川合流点より下流 の乙女川	AA	イ	平成30年3月30日 愛知県告示 (昭和48年9月1日 閣議決定)
	木瀬川及び 大伏川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流 の大伏川	AA	イ	平成30年3月30日 愛知県告示 (昭和48年9月1日 閣議決定)
	豊川上流	宇連川合流点より上流	AA	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	豊川中流	宇連川合流点から豊橋市下条七木運取 水地点まで	A	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	豊川下流	下条上水道取水地点より下流	A	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
豊川等水域	宇連川	全域	AA	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	豊川放水路	全域	B	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	梅田川	静岡県に属する水域を除く	C	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	菅羽川	全域	B	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	佐奈川	全域	C	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
天竜川水域	汐川	全域	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	大千瀬川	静岡県境より上流	AA	イ	平成29年3月31日 愛知県告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)

2 湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成 期間	備考
境川等水域	油ヶ淵	全域	B	イ	昭和46年9月1日 閣議決定

3 海域

水域区分	水域名	範囲	該当 類型	達成 期間	備考
伊勢湾水域	名古屋港(甲)	別記1の水域	C	ハ	平成14年3月29日 環境庁告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	名古屋港(乙)	別記2の水域	B	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
衣浦湾水域	伊勢湾	別記4の水域	A	イ	平成14年3月29日 環境庁告示 (昭和46年5月25日 閣議決定)
	衣浦港	別記5の水域	C	イ	昭和47年3月31日 愛知県告示
瀬美湾水域	衣浦港南部	別記7の水域	C	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	瀬美湾	別記8の水域	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
瀬美湾水域	神野・田原地先	別記9の水域	C	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	瀬美湾(甲)	別記10の水域	B	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
瀬美湾水域	瀬美湾(乙)	別記11の水域	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定

(別記)

1. 木曾川左岸導流堤南端と外港第1航路第1灯標(北緯34度58分6秒、東経136度47分55秒)を結ぶ線、同地点と知多市と常滑市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2. 木曾川左岸導流堤南端と木曾川右岸導流堤先端を結ぶ線、同地点と外港第1航路伊勢湾橋を結ぶ線、同地点と矢田川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、名古屋港(甲)に係る部分を除いたもの
3. 矢田川河口右岸から美浜町稲早川河口右岸に至る陸岸の地先海域であって、陸岸から1,000m以内の部分
4. 羽田岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、名古屋港(甲)、名古屋港(乙)、常滑地先海域、四日市港(甲)、四日市港(乙)、四日市、鈴鹿地先海域(乙)、津・鈴鹿地先海域及び伊勢地先海域に係る部分を除いたもの。(四日市港(甲)、四日市港(乙)、四日市、鈴鹿地先海域(甲)及び四日市、鈴鹿地先海域(乙)の水域の範囲は、昭和45年9月1日に閣議決定された「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」における別記に掲げる水域のとおりとする)
5. 衣浦大橋より湾奥の衣浦港
6. 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域、ただし、衣浦大橋から湾奥の海域を除く。
7. 西尾市吉良町艇子岬と田原市伊良湖岬を結ぶ線、同地点と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域、ただし、衣浦港防波堤から湾奥の海域を除く。
8. 中川河口左岸と同地点から南東2,000mの地点を結ぶ線、同地点と蒲郡港東防波堤灯台を結ぶ線、同地点と中央埠頭南端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
9. 豊川河口左岸と同地点から西南西4,500mの地点を結ぶ線、同地点から南3,500mの地点を結ぶ線、同地点と同地点から南西5,500mの地点を結ぶ線、同地点と田原市白谷基標(北緯34度41分21秒、東経137度14分19秒)を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
10. 三河湾々湾区域であって、蒲郡地先海域及び神野・田原地先海域に係る部分を除いたもの
11. 西尾市吉良町艇子岬から田原市伊良湖岬に至る陸岸の地先海域であって、蒲郡地先海域、神野・田原地先海域及び瀬美湾(甲)に係る部分を除いたもの

(注1) 達成期間の欄の記号の内容については、次のとおりである。

1. 「イ」は、直ちに達成
2. 「イ」は、5年以内で可及的速やかに達成
3. 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

(注2) 平成30年3月現在

表 7 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況 (2)

全窒素及び全りんに係る水質環境基準の水域類型指定
海域

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾(イ)	別記1の水域	IV	直ちに達成。	平成14年3月15日 環境省告示 (平成8年2月27日 環境省告示)
	伊勢湾(ハ)	別記2の水域	III	直ちに達成。	
	伊勢湾(ニ)	別記3の水域	II	直ちに達成。	
三河湾水域	三河湾(イ)	別記4の水域	IV	5年以内で可及的 速やかに達成。	平成7年10月11日 愛知県告示
	三河湾(ロ)	別記5の水域	III	直ちに達成。	
	三河湾(ハ)	別記6の水域	II	5年以内で可及的 速やかに達成。	

(別記)

- 木曾川左岸導流堤南端から伊勢湾灯標まで引いた線、同灯標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- 二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線、大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)及び伊勢湾(ロ)に係る部分を除いたもの
- 羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)及び伊勢湾(ハ)に係る部分を除いたもの
- 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域
- 三河港港湾区域の海域
- 田原市伊良湖岬と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、三河湾(イ)及び三河湾(ロ)に係る部分を除いたもの

表 8 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況 (3)

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定
1. 河川・湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曾川水域	木曾川(2)	中濃大橋より下流に限る。	生物B	直ちに達成	平成21年11月30日 環境省告示
	日光川	全域	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
	新川下流	新橋より下流	生物B	直ちに達成	
	五条川下流	待合橋より下流	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
	庄内川	全域	生物B	直ちに達成	
	矢田川	全域	生物B	直ちに達成	
	荒子川	全域	生物B	直ちに達成	
	中川運河	全域	生物B	直ちに達成	
	堀川	全域	生物B	直ちに達成	
	山崎川	全域	生物B	直ちに達成	
名古屋市内 水域	天白川	全域	生物B	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示
	境川	全域	生物B	直ちに達成	
	進妻川	全域	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
	猿渡川	全域	生物B	直ちに達成	
	稗田川	全域	生物B	直ちに達成	
	高浜川	全域	生物B	直ちに達成	
	新川	全域	生物B	直ちに達成	
	長田川	全域	生物B	直ちに達成	
	半場川	全域	生物B	直ちに達成	
	朝鮮川	全域	生物B	5年以内で可及的 速やかに達成	
境川等水域	阿久比川	全域	生物B	直ちに達成	

3 海域

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾	伊勢湾(イ)～(ト)を除く全域(三河湾を除く)	生物A	直ちに達成。	平成24年11月2日 環境省告示
	伊勢湾(イ)	藤前干潟(別記1)	生物特A	直ちに達成。	
	伊勢湾(ハ)	知多半島北部の浅場(別記2)	生物特A	直ちに達成。	
	伊勢湾(ホ)	知多半島南部の浅場(別記3)	生物特A	直ちに達成。	

(別記)

- 愛知県名古屋市区空見町空見ふ頭内南西部フェリーふ頭西端の陸地の地点と愛知県海部郡飛島村金岡木場金岡ふ頭北東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 富良野港南西端の陸地の地点と同地点から西方500mの地点(北緯34度45分51秒、東経136度50分01秒)を結ぶ線、同港西防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、小鈴谷漁港(小鈴谷地区)北防波堤先端と同港(小鈴谷地区)南防波堤先端を結ぶ線、同港(大谷地区)北防波堤先端と同港(大谷地区)南防波堤先端を結ぶ線、刈屋漁港北防波堤先端を結ぶ線、常滑港南防波堤(りんくう町)先端と同港南防波堤(保示町)先端を結ぶ線、愛知県常滑市りんくう町中部臨空都市港灣部西防波堤先端と同港湾部南防波堤先端を結ぶ線、鬼崎漁港(榎戸地区)西防波堤先端と同港(榎戸地区)北防波堤先端を結ぶ線、同港(榎戸地区)北防波堤先端を結ぶ線、同港(蒲池地区)南防波堤先端を結ぶ線、同港(蒲池地区)北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、愛知県知多市大草の陸地の地点(北緯34度56分53秒、東経136度49分35秒)と同地点から西方2500mの地点(北緯34度56分53秒、東経136度48分00秒)を結ぶ線、水深15mの等深線及び陸岸により囲まれた海域(ただし、中部国際空港船着場北東端の陸地の地点と同船着場南東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。)
- 伊良湖岬と同地点から南南西1750mの地点(北緯34度33分51秒、東経137度00分33秒)を結ぶ線、同岬と篠島南端を結ぶ線、同島北端と羽豆岬を結ぶ線、豊浜港(小佐地区)西防波堤先端と同港(小佐地区)東防波堤先端を結ぶ線、同港(豊浜地区)西防波堤先端と同港(豊浜地区)南知多町豊浜造船所北西端の陸地の地点を結ぶ線、同港(中州地区)西防波堤先端と同港(中州地区)東防波堤先端を結ぶ線、山海漁港東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、内海港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、富具崎港南西端の陸地の地点と同地点から南南西500mの地点(北緯34度45分51秒、東経136度50分01秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南南西8500mの地点(北緯34度42分57秒、東経136度53分27秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南南西12500mの地点(北緯34度36分11秒、東経136度53分30秒)を結ぶ線、同地点を基点とする水深30mの等深線及び陸岸により囲まれた海域(ただし、篠島漁港北内防波堤先端と同港釣り堀堤防先端を結ぶ線、同港埋立地南西端の陸地の地点と同港南内防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。)

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
矢作川水域	矢作川(ア)	矢作ダムより上流	生物A	直ちに達成	平成21年3月27日 愛知県告示
	矢作川(イ)	矢作ダムより下流	生物B	直ちに達成	
	巴川	全域	生物B	直ちに達成	
	乙川(ア)	乙川天神橋より上流	生物A	直ちに達成	
	乙川(イ)	乙川天神橋より下流	生物B	直ちに達成	
	鹿乗川	全域	生物B	直ちに達成	
	矢作古川	全域	生物B	直ちに達成	
	介木川	全域	生物A	直ちに達成	
	男川	全域	生物B	直ちに達成	
	雨山川及び乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川	生物B	直ちに達成	
	木瀬川及び大伏川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流の木伏川	生物B	直ちに達成	
	豊川(ア)	布里堰堤より上流	生物A	直ちに達成	
	豊川(イ)	布里堰堤より下流	生物B	直ちに達成	
	宇連川(ア)	養乙女橋より上流	生物A	直ちに達成	
宇連川(イ)	養乙女橋より下流	生物B	直ちに達成		
豊川等水域	豊川放水路	全域	生物B	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示
	音羽川	全域	生物B	直ちに達成	
	佐奈川	全域	生物B	5年以内で可及的速やかに達成	
	梅田川	静岡県に属する水域を除く。	生物B	直ちに達成	
天竜川水域	沙川	全域	生物B	直ちに達成	
	大千瀬川	静岡県境より上流	生物A	直ちに達成	

2 湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	油ヶ淵	全域	生物B	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示

表 9 愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要

	物質又は項目名	規制時期	根 拠	排出基準適用対象
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、油分(動植物性、鉱油)、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、大腸菌群数	昭和46. 6. 24 昭和47. 4. 1	水質汚濁防止法 上乗せ条例	・日平均排水量(以下同じ)50m ³ 以上排出する特定事業場 ・50m ³ 未満を含む特定事業場(水域・業種等により対象規模が異なる。)
	窒素、りん	昭和60. 7. 15 平成 5. 10. 1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	・特定の湖沼及びその流入河川に50m ³ 以上排出する特定事業場※ ・伊勢湾及びその流入河川に50m ³ 以上排出する特定事業場(※を除く)
健康項目	カドミウム、鉛、シアロム、有機りん、六価クロム、ヒ素、水銀、アロキル水銀(以上化合物を含む)、PCB	昭和46. 6. 24	水質汚濁防止法	すべての特定事業場(上乗せ条例により一部水域でシアンを規制している。)
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	平成 1. 10. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
濃度規制	1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン他10物質	平成 6. 2. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	ほう素、ふっ素(以上化合物を含む)、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	平成13. 7. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
総量規制	1,4-ジオキサン	平成24. 5. 25	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	COD、窒素、りん(窒素、りんは第5次総量規制から適用)	昭和55. 7. 1 昭和62. 7. 1 平成 3. 7. 1 平成 8. 9. 1 平成14. 10. 1 平成19. 9. 1 平成24. 5. 1 平成29. 9. 1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	・伊勢湾及びその流入河川に50m ³ 以上排出する特定事業場 (第1次総量規制) (第2次総量規制) (第3次総量規制) (第4次総量規制) (第5次総量規制) (第6次総量規制) (第7次総量規制) (第8次総量規制)
指導値	COD、窒素、りん(窒素、りんは平成15.10.1から適用)	昭和56. 2. 3 平成15. 10. 1	小規模事業場等排水対策指導要領	・総量規制基準適用外事業場のうち、一定の排水量以上の工場等(特定事業場以外を含む)

(注1) 上乗せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例

(注2) 平成30年3月末現在

(資料) 環境部作成

表 10 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

水 域	所 管	種 別 (件)													事 業 場 数 (件)						
		畜 産 農 業	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	木 製 品 製 造 業	パ ル プ ・ 紙 製 造 業	化 学 工 業	窯 業	鉄 鋼 業	機 械 製 造 業	浄 水 施 設	旅 館 業	飲 食 店 等	洗 たく 業		病 院	車 両 洗 浄 施 設 式	試 験 研 究 機 関	ご み 処 理 場	下 水 道 終 末 処 理 場 及 び 他	
木 曽 川	愛 知 県 一 宮 市	3	1	0	0	1	0	0	0	0	2	15	2	4	1	6	1	19	0	59	
名 古 屋 港 ・ 庄 内 川 等	愛 知 県	93	300	20	12	3	28	270	10	248	5	384	92	285	11	646	34	11	993	198	3,643
	名 古 屋 市	0	9	4	3	1	5	9	0	55	0	8	1	38	1	39	20	2	46	30	271
	一 宮 市	3	27	47	1	0	2	4	0	7	7	13	14	61	1	94	9	1	106	14	411
春 日 井 市	2	18	1	3	1	5	11	0	62	3	16	27	56	3	87	9	1	124	30	459	
名 古 屋 市 内	愛 知 県	2	3	0	0	0	0	2	0	14	1	6	2	12	0	34	4	0	61	5	146
	名 古 屋 市	3	5	5	1	1	7	6	6	86	1	10	2	26	2	43	24	1	18	49	296
衣 浦 湾 ・ 境 川 等	愛 知 県	177	184	13	4	3	32	48	7	277	4	276	63	176	9	344	35	8	371	117	2,148
	名 古 屋 市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	1	1	0	0	1	7
	岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊 田 市	8	9	0	0	0	0	0	2	0	47	0	15	11	20	1	71	3	0	76	17	280
矢 作 川	愛 知 県	104	40	5	0	0	1	17	1	41	1	49	12	43	3	99	2	1	93	14	526
	岡 崎 市	9	18	6	2	1	3	10	0	42	2	36	17	42	2	105	14	2	75	22	408
	豊 田 市	37	38	0	0	0	4	51	0	33	4	97	37	39	0	93	7	2	115	49	606
渥 美 湾 ・ 豊 川 等	愛 知 県	414	166	20	9	0	9	33	5	73	2	229	42	132	4	181	25	6	144	50	1,544
	豊 橋 市	153	55	2	4	1	3	18	1	41	3	23	14	71	7	106	14	0	84	66	666
岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天 竜 川	愛 知 県	1	9	0	0	0	0	6	0	0	0	28	0	1	0	2	0	1	6	0	54
小 計	愛 知 県	794	703	58	25	7	70	378	23	654	15	987	213	653	28	1,312	101	28	1,687	384	8,120
	名 古 屋 市	3	15	9	4	2	12	15	6	141	1	19	3	66	3	83	45	3	64	80	574
	豊 橋 市	153	55	2	4	1	3	18	1	41	3	23	14	71	7	106	14	0	84	66	666
小 計	岡 崎 市	9	18	6	2	1	3	10	0	42	2	36	17	42	2	105	14	2	75	22	408
	一 宮 市	3	27	47	1	0	2	4	0	7	7	13	15	61	1	94	9	1	109	14	415
春 日 井 市	2	18	1	3	1	5	11	0	62	3	16	27	56	3	87	9	1	124	30	459	
豊 田 市	45	47	0	0	0	4	53	0	80	4	112	48	59	1	164	10	2	191	66	886	
計		1,009	883	123	39	12	99	489	30	1,027	35	1,206	337	1,008	45	1,951	202	37	2,334	662	11,528

(注) 1 し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む

2 平成30年3月末現在

(資料) 環境部調べ

表 1 1 水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数

水 域	所 管	業 種 別 内 訳 (件)													事 業 場 数 (件)						
		畜 産 農 業	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	木 製 品 製 造 業	パ ル プ ・ 紙 製 造 業	化 学 工 業	窯 業	鉄 鋼 業	機 械 製 造 業	浄 水 施 設	旅 館 業	飲 食 店 等	洗 たく 業		病 院	車 両 洗 浄 施 設 式	試 験 研 究 機 関	ご み 処 理 場	下 水 道 終 末 施 設 及 び 処 理 場	そ の 他
木 曾 川	愛 知 県 一 宮 市	0	1	0	0	1	0	0	0	1	1	2	1	0	1	0	0	0	12	0	20
名 古 屋 港 ・ 庄 内 川 等	愛 知 県 名 古 屋 市	15	67	9	0	1	18	35	5	98	0	40	25	6	6	7	6	0	346	15	699
	愛 知 県 一 宮 市	0	4	1	0	1	4	2	0	44	0	4	0	12	0	5	15	1	24	25	142
	愛 知 県 春 日 井 市	2	9	35	0	0	0	1	0	5	0	8	6	1	0	0	8	1	32	9	117
名 古 屋 市 内	愛 知 県 春 日 井 市	0	3	0	0	1	5	3	0	38	1	5	9	7	2	1	6	1	53	9	144
	愛 知 県 名 古 屋 市	2	0	0	0	0	0	0	0	5	0	2	2	0	0	1	3	0	33	0	48
衣 浦 湾 ・ 境 川 等	愛 知 県 名 古 屋 市	0	0	0	0	1	6	4	6	70	1	7	1	15	1	2	21	1	15	46	197
	愛 知 県 岡 崎 市	7	28	1	0	2	17	10	5	105	0	25	10	3	7	2	3	2	116	8	351
	愛 知 県 豊 田 市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
矢 作 川	愛 知 県 岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	愛 知 県 豊 田 市	1	5	0	0	0	0	0	0	36	0	2	6	1	1	3	2	0	20	6	83
渥 美 湾 ・ 豊 川 等	愛 知 県 豊 田 市	14	8	3	0	0	0	2	0	18	0	6	1	0	3	0	0	0	51	0	106
	愛 知 県 豊 田 市	2	5	5	2	0	1	0	0	25	0	7	8	2	1	1	10	2	34	12	117
天 竜 川	愛 知 県 豊 田 市	1	7	0	0	0	2	29	0	21	0	16	16	0	0	0	5	1	35	18	151
	愛 知 県 豊 田 市	48	27	6	1	0	7	8	3	26	0	40	6	7	0	1	2	0	68	2	252
小 計	愛 知 県 豊 田 市	27	18	1	0	1	2	2	1	21	0	6	4	3	7	3	13	0	34	24	167
	愛 知 県 豊 田 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	愛 知 県	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5	0	9
	愛 知 県 豊 田 市	86	131	19	1	4	42	58	13	253	1	116	45	16	17	11	14	2	631	25	1,485
小 計	愛 知 県 豊 田 市	0	5	1	0	2	10	6	6	114	1	11	1	27	1	7	36	2	39	71	340
	愛 知 県 豊 田 市	27	18	1	0	1	2	2	1	21	0	6	4	3	7	3	13	0	34	24	167
小 計	愛 知 県 豊 田 市	2	5	5	2	0	1	0	0	25	0	8	6	2	1	1	10	2	34	12	117
	愛 知 県 豊 田 市	2	9	35	0	0	0	1	0	5	0	8	6	1	0	0	8	1	34	9	119
小 計	愛 知 県 豊 田 市	0	3	0	0	1	5	3	0	38	1	5	9	7	2	1	6	1	53	9	144
	愛 知 県 豊 田 市	2	12	0	0	0	2	29	0	57	0	18	22	1	1	3	7	1	55	24	234
計		119	183	61	3	8	62	99	20	513	3	171	95	57	29	26	94	9	880	174	2,606

(注)1 し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む

2 平成30年3月末現在

(資料)環境部調べ

表12 項目別排水基準超過の状況 (平成29年度)

検査項目(略号)	検査数(件)	排水基準を 超えた数	排水基準を 超えた割合(%)
一般項目			
P _H	423	6	1.4
BOD	332	11	3.3
COD	421	1	0.2
SS	418	10	2.4
ノルマルヘキサノ抽出物質	2	1	50.0
フェノール類	7		
銅	18		
亜鉛	54	1	1.9
溶解性鉄	8		
溶解性マンガン	8		
クロム	32		
大腸菌群	2		
全窒素	424	1	0.2
全りん	424	2	0.5
カドミウム	8		
シアン	20		
有機リン			
鉛	24		
六価クロム	42		
砒素	3		
総銀	3		
PCB			
トリクロロエチレン	15		
テトラクロロエチレン	13		
ジクロロメタン	4		
四塩化炭素	12		
1, 2-ジクロロエタン	1		
1, 1-ジクロロエチレン			
シス-1, 2-ジクロロエチレン			
1, 1, 1-トリクロロエタン	11		
1, 1, 2-トリクロロエタン			
1, 1, 3-ジクロロプロペン			
チウラ			
マジン			
チオベンカルブ			
ベンゼン	1		
セレン	1		
ほう素	36		
ふっ素	56	1	1.8
アンモニア、アンモニウム化合物			
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	34		
その他			
計(延べ件数)	2,857	34	1.2

(注) 検査数(件)は排水に係るもののみである。

表13 ゴルフ場排水農薬調査の結果について (平成29年度)

区分	ゴルフ場数		延べ検体数	
	指針値超過		分析した農薬の種類	指針値超過検体数
殺虫剤	19	0	66	19
殺菌剤	25	0	176	44
除草剤	15	0	95	35
植物成長調整剤	4	0	7	4
全体	26	0	344	102

(注) 1 延べ検体数は、採水した試料についての分析項目の合計を示す。

2 政令市(岡崎市(5ゴルフ場)、春日井市(2ゴルフ場)及び豊田市(10ゴルフ場))を含む県内26調査対象ゴルフ場の調査結果。

(資料) 環境部調べ

表14 公共下水道の供用状況

都市名	行政人口 ① (人)	処理区域		普及率 ②/① (%)
		面積 (ha)	人口② (人)	
名古屋市	2,282,748	28,311	2,266,600	99.3%
豊橋市	376,478	4,895	282,613	75.1%
岡崎市	386,943	5,748	342,055	88.4%
一宮市	385,777	4,232	260,310	67.5%
瀬戸市	129,900	1,226	81,412	62.7%
半田市	119,428	1,867	106,306	89.0%
春日井市	311,293	3,201	212,021	68.1%
豊川市	185,884	3,237	150,479	81.0%
津島市	62,902	444	25,447	40.5%
碧南市	72,762	1,186	54,305	74.6%
刈谷市	150,617	2,230	139,201	92.4%
豊田市	424,500	5,015	308,065	72.6%
安城市	188,693	2,348	149,091	79.0%
西尾市	171,899	2,862	129,324	75.2%
蒲郡市	80,379	1,142	50,461	62.8%
大山市	74,326	1,069	50,022	67.3%
常滑市	58,960	1,096	28,750	48.8%
江南市	100,749	547	35,494	35.2%
小牧市	152,944	2,166	113,729	74.4%
稲沢市	137,154	936	56,908	41.5%
新城市	47,084	430	16,637	35.3%
東海市	114,511	1,419	89,783	78.4%
大府市	91,952	1,288	76,727	83.4%
知多市	85,488	1,422	81,435	95.3%
知立市	71,771	639	47,131	65.7%
尾張旭市	83,372	862	62,599	75.1%
高浜市	48,292	509	29,416	60.9%
岩倉市	47,849	404	33,060	69.1%
豊明市	68,728	707	51,016	74.2%
日進市	90,154	967	67,357	74.7%
田原市	62,841	878	31,189	49.6%
愛西市	63,417	334	17,618	27.8%
清須市	68,734	260	18,203	26.5%
北名古屋市	85,584	502	38,074	44.5%
弥富市	44,272	233	14,247	32.2%
みよし市	61,070	883	47,592	77.9%
あま市	88,673	470	28,234	31.8%
長久手市	57,466	750	51,728	90.0%
東郷町	43,525	494	34,534	79.3%
豊山町	15,726	198	9,981	63.5%
大口町	23,959	547	20,047	83.7%
扶桑町	34,647	230	14,276	41.2%
大治町	32,495	94	6,251	19.2%
蟹江町	37,612	264	18,439	49.0%
阿久比町	28,660	372	24,480	85.4%
東浦町	50,283	655	41,191	81.9%
武豊町	43,218	655	33,874	78.4%
幸田町	41,296	594	29,589	71.7%
東栄町	3,249	98	1,691	52.0%
その他の都市	51,120	0	0	0.0%
計	7,541,384	90,911	5,878,992	78.0%
計(名古屋市を除く)	5,258,636	62,600	3,612,392	68.7%

(注) 1 処理区域面積は平成30年3月31日現在の数値。
 2 行政人口及び処理区域人口は平成30年3月31日現在の住民基本台帳調べによる。
 3 処理区域：排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができ
 地域で、下水道法第九条第二項に準用する同条第一項の規定により公示された区域
 (資料) 建設部調べ

表15 流域下水道の供用状況

流域下水道名	処理場名	構成市町	供用開始 年度	処理区域 面積 (h.a)	処理区域 人口 (人)	処理能力 (m ³ /日)
矢作川 流域下水道	矢作川 浄化センター	岡崎市、豊田市、安城市 西尾市、幸田町	H4	13,717 17,383	792,637 854,049	263,800 463,800
境川 流域下水道	境川 浄化センター	刈谷市、豊田市、安城市 大府市、知立市、豊明市 みよし市、東郷町、東浦町	H元	8,688 12,472	551,986 656,449	186,200 369,200
衣浦西部 流域下水道	衣浦西部 浄化センター	半田市、知多市、阿久比町 東浦町、武豊町	H3	3,505 4,072	206,277 212,850	84,600 113,000
衣浦東部 流域下水道	衣浦東部 浄化センター	碧南市、安城市、高浜市	H8	2,136 3,130	97,878 134,710	31,100 78,000
豊川 流域下水道	豊川 浄化センター	豊橋市、豊川市、蒲郡市 新城市	S55	4,966 6,626	213,174 243,930	100,000 161,300
五条川左岸 流域下水道	五条川左岸 浄化センター	大山市、小牧市、岩倉市 大口町	S62	3,806 5,481	173,236 205,850	91,200 130,400
日光川上流 流域下水道	日光川上流 浄化センター	一宮市、稲沢市	H12	3,075 5,964	190,280 300,420	68,600 184,300
五条川右岸 流域下水道	五条川右岸 浄化センター	一宮市、大山市、江南市 岩倉市、大口町、扶桑町	H13	2,139 5,316	117,264 247,440	30,000 131,400
新川東部 流域下水道	新川東部 浄化センター	北名古屋市、豊山町	H19	700 1,723	48,055 98,740	13,390 56,800
日光川下流 流域下水道	日光川下流 浄化センター	津島市、愛西市、弥富市 あま市、大治町、蟹江町	H21	1,740 6,040	98,827 283,570	24,100 146,200
新川西部 流域下水道	新川西部 浄化センター	稲沢市、清須市、北名古屋市	H24	268 1,396	18,203 64,700	4,400 36,000

(注) 表の数字については、それぞれ以下のとおり。
 上段：平成30年4月1日現在の整備実績
 下段：平成30年4月1日現在の基本計画値
 (資料) 建設部調べ